

## 岩手県監査委員告示第15号

包括外部監査結果の公表（平成25年岩手県監査委員告示第21号）により公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年3月4日

岩手県監査委員 柳 村 岩 見  
岩手県監査委員 高 橋 昌 造  
岩手県監査委員 伊 藤 孝次郎  
岩手県監査委員 工 藤 洋 子

### 1 外部監査の種類

平成24年度に実施した地方自治法第252条の37第1項及び岩手県包括外部監査契約書第7条に基づく包括外部監査

### 2 選定した特定の事件（テーマ）

知事部局の委託契約について

### 3 監査委員告示

平成25年3月5日付け岩手県監査委員告示第21号

### 4 岩手県知事からの措置結果通知の内容及び受理日

包括外部監査の結果に対する措置について 平成26年1月27日

### 5 意見及び措置内容

#### （1）意見

##### ア 契約書作成体制の再構築

現在の県における契約書の作成体制は上述（3）のとおりであり、関連する県内部のサポート体制であり、チェック機能である。その中で、今回の監査で発見されたように、契約書の記載内容に不備が散見されているのである。

従って、現在の作成体制やサポート体制、チェック機能が必ずしも十分であるとはいえないのが現状である。必要事項がすべて整った契約書を交わさなければ、県にとって不測の損害をもたらす可能性があるため、このような不備がないようにする必要がある。

契約書の作成の不備を減少するためには、①安易に前例にとられることのないよう、職員に対する教育による知識と意識の向上と動機付け、②契約締結前の契約所管部局内における事前チェック、③契約締結後の事後チェックが考えられる。

##### イ 契約書への印紙貼付に関する税務当局の見解のデータベース（DB）化

過去に入手した税務当局への照会結果は、各部局のノウハウとして存在し、同様の委託契約を締結するケースで、契約書に印紙を貼付しなくてよいとの根拠として役立っているのであるが、この照会結果が必ずしも明文として残っていないケースもあること、他部局でも同様の契約がある場合、過去の照会結果を部局横断的に利用できるケースもありうると考えられるため、このような照会結果を県としてDB化し、県のノウハウとして蓄積できるような仕組みの構築が望まれる。

##### ウ 入札保証金及び契約保証金の根拠規定の適用誤り

委託業務の施行や契約締結に当たり、施行伺または契約伺（以下、「決裁書」という。）を契約所管課で起案し、契約金額や契約内容に応じた適切な決裁者による決裁を得ることとされている。この決裁書には、入札保証金や契約保証金の取り扱いについても記述することとなっている。入札保証金または契約保証金の全部または一部を免除する場合は、会計規則第97条（入札保証金の免除要件）及び第112条（契約保証金の免除要件）に列挙されているいずれの事由により免除することとしたかを、決裁書に記載することとなっている。

監査対象となった委託業務における決裁書を閲覧したところ、根拠規定の適用誤りが散見された。決裁書の作成は担当部課において行われ、他部課（契約課が設置されていない）によるチェックは行われていない。形式的な根拠規定の記載とはいえ、安易に根拠規定を記載している例もあり、また、会計規則が改定された場合でも、改定前の条項をその後も記載して

いたり、正確な記載がなされているとは言い難い。

## (2) 措置内容

### ア 契約書作成体制の再構築

(ア) 会計事務基本研修をこれまでの一カ所から広域振興局単位で実施し、職員に対する教育による知識と意識の向上と動機付けを行う等正確な知識の習得する機会を増やした。今年度の各研修の実施結果を精査し、次年度の研修プログラムに反映させる。

また、庁内LAN「会計事務お役に立ち隊」データベースの掲示内容等を精査し、適時更新を維持し、適切な情報提供に一層努めている。

(イ) 新任担当課長研修や今年度より再開した出納員研修を通じて、支出負担行為の整理をする時点で行われる事前チェックに資することができるよう情報提供を行い、適切な契約事務が行われるよう注意喚起を行った。

(ウ) 会計管理者が行う事後チェックについては、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第3条に定める合議の弾力的な運用の可能性を業務の効率的な実施と絡めて今後とも検討しているほか、担当者が疑問点についての相談をしやすい環境づくりを心掛け、制度整備にかかわらずあらかじめ問題解決ができるよう働きかけを継続する。

### イ 契約書への印紙貼付に関する税務当局の見解のデータベース（DB）化

会計事務基本研修を広域振興局単位で実施し、その中で国税庁HPの「パンフレット・手引」、「税法・通達等・質疑応答事例」、「タックスアンサー」等の各データベースの利用方法を紹介することにより、職員の業務上必要とされる情報に係る検索スキルの向上を図る機会を増やした。

今後とも、研修等の機会を使って検索スキルの向上に努める。

### ウ 入札保証金及び契約保証金の根拠規定の適用誤り

(ア) 会計事務基本研修をこれまでの一カ所から広域振興局単位で実施し、安易に過去に作成した決裁書を複写して作成することのないよう指導する等正確な知識の習得する機会を増やした。

(イ) 庁内LAN「会計事務お役に立ち隊」データベースの掲示内容等を精査し適時更新を維持している。

(ウ) 会計事務自己点検において所属長が職員に対し注意を喚起するよう、重点項目として「契約等の手続」を指定した。

今後とも、重点項目を活用し、注意喚起を図る。